

福岡市若者総合相談センター広報業務委託提案競技実施要領

この提案競技実施要領は、福岡市若者総合相談センター広報業務委託の契約相手方候補を選考するための提案競技に参加される方（以下、「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分理解し、提案を行ってください。

令和7年10月

福岡市子ども未来局子ども政策部子ども健全育成課

1. 本事業の目的・趣旨
2. センターの概要
3. 委託業務の内容等
4. スケジュール
5. 参加資格
6. 提案項目
7. 質問
8. 提案競技参加申込
9. 提案競技参加資格の確認
10. 参加辞退
11. 企画提案書等の提出
12. 選考
13. 提出書類等の取り扱い
14. 失格条件
15. 契約の締結
16. その他留意事項
17. お問い合わせ・提出先
18. 添付資料

1. 本事業の目的・趣旨

福岡市（以下「市」という。）では、ひきこもりや非行など困難な状況にある若者（市内在住の概ね15歳～39歳）や家族を支援するために福岡市若者総合相談センター（以下「センター」という。）を開設し、リーフレットやカードを学校や民間団体、行政機関等へ配布しているほか、センター周知動画（アニメーション動画）を制作し、広報を行っています。

本事業は、センターの認知拡大のため、センター周知動画などを活用し、主に15歳から20代前半の若年層をターゲットとし、SNSやインターネット等を使用した、より効果的な広報を目的として実施するものです。

この提案競技において、提出書類等の内容、コンセプトや企画内容、経験・実績、体制・スケジュールなどを総合的に採点し、最も高い点数を得たものを契約相手方候補として選考します。

2. センターの概要

本事業で広報するセンターについての概要を以下に示しますので、提案する上での参考としてください。

【役割】

不登校や引きこもり等、社会生活を営む上で困難を抱えている若者（市内在住、概ね15～39歳まで）とその家族などを支援する。

【業務内容】

- ・各種機関・団体間の支援のつなぎ
- ・若者からの個別相談（面談・電話等）
- ・居場所の運営

【開設場所】

福岡市中央区舞鶴 1-4-13 福岡市舞鶴庁舎5階

【開設時間】

火曜から土曜 10時～18時（日曜、月曜、祝日、年末年始は休み）

【参考】

- ・福岡市 HP「福岡市若者総合相談センター ユースサポート hub（ハブ）」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-kikaku/child/youthsupporthub.html>
- ・福岡市若者総合相談センター（ユースサポート hub）公式 HP
<https://www.youthsupporthub.com/>

3. 委託業務の内容等

- (1) 委託業務名 福岡市若者総合相談センター広報業務委託
 - (2) 委託内容 仕様書（案）（資料1）のとおり
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
 - (4) 予算上限額 1,331千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ 提案価格が予算上限額を超える場合は、失格となります。

4. スケジュール

募集開始(市ホームページに掲載)	令和7年10月10日(金)
質問書の提出期限	令和7年10月17日(金)17時まで
質問書への回答	令和7年10月22日(水)予定 福岡市ホームページに公開
提案競技参加申込期限 ※1	令和7年10月29日(水)17時まで
企画提案書提出期間	令和7年10月29日(水)から 令和7年11月7日(金)17時まで
提案競技参加辞退期限	令和7年11月7日(金)17時まで
プレゼンテーション	令和7年11月28日(金)(予定)
契約相手方候補決定	令和7年11月下旬(予定)
選考結果通知	令和7年11月下旬(予定)
契約締結日	令和7年11月下旬(予定)

※1 受付時間は9時30分～12時、13時～17時(ただし、土日祝日は除く)

5. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

(1)「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿(種別:委託)」の申請区分業種「広告宣伝」に登録されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(5) 福岡市税を滞納していない者であること。

(6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載

をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

6. 提案項目

下記(1)から(4)の項目について仕様書(案)(資料1)を参照のうえ、提案を行ってください。

- (1) センターの役割等を踏まえた、効果的な広報手法(SNS等を活用した広報等)
- (2) 広告を掲出する媒体や掲出時期・期間(掲出期間における掲出時間帯を含む)
- (3) 広告掲出のために定めたターゲット層や広告媒体の選定理由
- (4) 広告掲出によって得られる効果

7. 質問

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「提案競技質問書(様式1)」に記載の上、令和7年10月17日(金)17時までに本要領「17.お問い合わせ・提出先」に電子メールにて送付し、受信確認のために、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、令和7年10月22日(水)(予定)に、福岡市ホームページへ掲載します。

[掲載場所]

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 >

各所管課が公募する競争入札、提案競技等のページ内 質問と回答

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyoji.html>

8. 提案競技参加申込

提案競技への参加を希望する場合は、「5.参加資格」を確認し、下記のとおり参加申込期限までに書類を提出してください。

(1) 参加申込期限

令和7年10月29日(水)17時

(2) 提出方法

参加申込期限までに「17.お問い合わせ・提出先」に記載する提出先へ提出書類をメール、持参又は郵送・配送(必着)してください。メールで提出する場合は、送信した旨を電話で連絡してください。郵送・配送で提出する場合は、簡易書留またはレターパックプラス、宅配便などの送付記録が残る方法で送付してください。

(3) 提出書類

以下ア・イの書類を提出してください。

ア 提案競技参加申込書(様式2)

イ 会社・団体概要、事業概要説明書(概要がわかるパンフレット、ホームページの写しでも可)

(4) 提出部数

各1部

9. 提案競技参加資格の確認

参加申込書が提出された後、参加資格の確認を行い、令和7年10月31日(金)までに結果を文書で通知します(メールまたはFAX)。なお、電話等による結果の問い合わせにはお答えできません。

また、参加資格がないとされた者は、以下のとおり文書によってその理由の説明を求められます。

(1) 提出期限、提出方法(参加資格がないとされた者の理由の説明の開示請求)

令和7年11月5日(水)(詳細については、審査結果を記載した文書により通知する)までにメール持参または郵送(必着)してください。

(2) 文書書式

自由

10. 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出してください。

(1) 提出期限、提出方法

令和7年11月7日(金)17時までに「17.お問い合わせ・提出先」に記載する提出先へ提出書類をメール、持参又は郵送・配送(必着)してください。メールで提出する場合は、送信した旨を電話で連絡してください。郵送・配送で提出する場合は、簡易書留またはレターパックプラス、宅配便などの送付記録が残る方法で送付してください。

(2) 提出書類

提案競技参加辞退届(様式3)

11. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限、提出方法

令和7年11月7日(金)17時までに「17.お問い合わせ・提出先」に記載する提出先へ提出書類を持参又は郵送・配送(必着)してください。また、データを電子メールで提出してください。

郵送・配送で提出する場合は、簡易書留またはレターパックプラス、宅配便などの送付記録が残る方法で送付してください。

データはPDF形式とし、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」としてください。

なお、提案書の提出期限に遅れた場合は、当該提案者を失格として審査の対象から除外します。

(2) 提出書類

① 企画提案書

・書式は自由ですが、企画提案書作成要領(資料2)をご確認の上、作成してください。

・実施体制を確認するために、配置計画(様式4)を添付してください。

② 見積書(様式5)

・仕様書(案)(資料1)に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積もりに含まれるものとして、具体的に記載してください。

※提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

※公正な審査を期するため、提案者がわからない状態で審査します。このため提出書類(副本)には、提案者名が推定されるもの(企業名、団体名、ブランド名、キャッチコピー、ロゴ等)は一切記入しないでください。また、提案競技参加申込書(様式2)受領後に、市から各企業・団体を識別するための記号(A、B・・・)をお伝えしますので、副本の表紙に記載してください。

(3) 提出部数

- ・企画提案書(正本1部、副本6部)
- ・見積書(正本1部、副本6部)

※それぞれのデータ(正本・副本)は電子メールで提出してください。

12. 選考

(1) 審査

提案書等を提出した者のうち参加資格を満たすと認められた者を対象に、市が設置する福岡市若者総合相談センター広報業務委託提案競技評価委員会(以下、「評価委員会」という。)において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について「評価基準表(資料3)」の評価項目により審査を行います。

① 日時:令和7年11月28日(金)(予定)

② 場所:福岡市中央区内の会議室を予定(参加者へ別途通知)

③ プレゼンテーション及び質疑応答の時間、方法

説明時間15分、質疑応答10分とします。

・参加者が1者の場合でもプレゼンテーションは行います。

・説明は、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する方が行ってください。

④ その他

・参加申込者が多数の場合は、企画提案書による書類審査(1次審査)にて選考を行います。(5者程度を選考)

・1次審査の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった者に対しては、令和7年11月14日(金)までにメールにて通知します。

・プレゼンテーションの実施日時、実施場所及び各参加者の開始時刻については、別途メールまたはFAXでご連絡いたします。なお、プレゼンテーション開始時刻に遅刻した場合は失格として審査の対象から除外します。

(2) 契約相手方候補決定方法

評価委員会での審査の結果、最も得点の高い提案者を最優秀提案者とし、契約相手方候補とします。なお、評価項目の内容点が6割(60点)に満たない提案者については、最優秀提案者とはしません。

(3) 選考結果通知

令和7年11月下旬頃(予定)に、提案者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者及び提案者数については、福岡市ホームページで公開します。

※選考結果通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、または著しく社会的信用を損なう等業務受注者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

13. 提出書類等の取り扱い

(1) 提出書類等の提出後において、記載された内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出いただいた書類は一切返却しません。なお、提出いただいた書類については、契約に至った場合に使用するほかは、審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提案書類等は、審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。

14. 失格条件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、評価委員会委員等に対する不正な行為が認められた場合、必要な手続きを行わない場合、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合は、失格とすることがあります。

15. 契約の締結

審査結果に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、最優秀提案者との契約締結に至らない場合は、次点の者と協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

16. その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加者が負担するものとします。
- (2) 審査の内容（評価）に関する質問には回答しません。
- (3) 提出いただいた企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- (4) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。
- (5) 仕様書（案）（資料1）の内容は、現時点で必要と思われる委託内容を提示しており、契約締結の際に契約予定者に対して、市から内容の変更を求めて協議することがあります。
- (6) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、提案書の全部または一部を公開するものとします。

17. お問い合わせ・提出先

福岡市子ども未来局子ども政策部子ども健全育成課

担当：田嶋（たじま）、杉山（すぎやま）

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所 13階

TEL：092-711-4188 FAX：092-733-5534

メールアドレス：youth-center@city.fukuoka.lg.jp

18. 添付資料

【資料】

資料1 仕様書（案）

資料2 企画提案書作成要領

資料3 提案項目配点表

【様式】

様式1 提案競技質問書

様式2 提案競技参加申込書

様式3 提案競技参加辞退届

様式4 配置計画

様式5 見積書